# 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金実施概要（案）

令和２年４月１７日
更新　令和２年４月２１日

## 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮（以下、「休業等」という。）に全面的にご協力いただける事業者に対し、協力金を支給いたします。

## 対象要件

・休業等の対象となる施設を運営する事業者が支給対象となります（別紙）。
※床面積に関わらず、要請に応じて休業等を行った場合は支給対象となります。
・令和２年４月１８日～５月６日まで施設の休業等の要請に全面的にご協力いただくこと。
※全面的な協力とは、令和２年４月１８日から５月６日までのすべての期間において、休業等にご協力いただくことを言います。
・令和２年４月１８日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。
・県内の施設の休業等を行った事業者であること（この場合、県外に本社がある事業者も対象）。
※飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設については、要請に応じて朝５時から夜２０時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜７時までとする）場合は対象。終日休業する場合も対象。

## 支給額

１事業者あたり５０万円

## 申請手続

### ■申請受付期間

令和２年４月２３日（木）～５月２０日（水）

### ■申請方法

郵送　※ＷＥＢによる申請は詳細が決まり次第、ご案内します。

### ■申請に必要な書類（予定）

必要事項を記載した「協力金申請書」（法人にあっては「法人番号」を記入）に次の書類を添付して申請してください。

①営業実態が確認できる資料
　例）確定申告書の写しのほか、各種法規に基づく営業許可証の写し、直近の経理帳簿　等
②休業の状況が分かる資料
　例）売り上げ等事業収入額を示した帳簿の写し。休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの（休業期間を告知する自社ホームページの写しや休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ）等
③振込先口座が分かる通帳等の写し
④誓約書
※その他、確認のため、必要に応じて追加で書類を求めることがあります。

## 協力金の支給について

■５月８日から開始